

ID: 209

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第1条		
例規番号	昭和59年条例第17号		
【基準】	<p>第1条、第2条、第4条及び第5条の規定による。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の規定に基づき、受益者負担金(以下「負担金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。</p> <p>2 管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により、下水道事業の管理者の権限を行う町長をいう。以下同じ。)は、排水区域内における土地区画整理事業(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(単位負担金)</p> <p>第4条 負担金の額は、1平方メートル当り300円とする。</p> <p>(各受益者の負担金の額)</p> <p>第5条 受益者が負担する負担金の額は、前条の単位負担金に当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のもの面積を乗じて得た額とする。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日